

別紙ー 2（第9条関係）

「失格判断基準」 ※下記の内容に 1 つでも該当した場合は失格となります。

項 目	内 容
1 調査様式の提出がない場合	(1) 提出期限までに調査様式の提出がない場合。 (2) 調査様式の 1 つでも提出がない場合。
2 調査に協力しない場合	(1) 聞き取り調査に応じない場合。（理由は問わない）遅参の場合は、公共交通機関の遅れに限り、事前に連絡があり、かつその証明がある場合を除く。 (2) 聞き取り調査で、提出資料に基づく根拠のある説明が出来ない場合。 (3) 聞き取り調査を妨げる、提出書類に虚偽記載があるなど不誠実な行為を行なった場合。 例) 聞き取り調査において、調査内容（質問事項）と関係のない発言を行ない調査の進捗を妨げる。
3 設計図書・仕様書に適合しない場合	(1) 発注者が示した設計図書に計上された設計数量や工法、施工条件を 1 つでも満足していない場合。ただし、技術提案による差異はこの限りでない。（営繕工事等図面発注の場合、種目別・科目別・細目別における記載項目の差異については、主要な項目が記載されていれば満足していると考え。また、数量は概ね満足していれば可とする。） (2) 材料・製品について、発注者が示した設計仕様に適合した品質・規格を 1 つでも満足していない場合。ただし、技術提案による差異はこの限りでない。
4 積算内訳書の算出根拠が適正でない場合	(1) 入札時に提出する工事費内訳書と整合が取れていない場合。 (2) 添付資料の不足・不備等があり、算出根拠が明確でない場合。 例 1) 下請予定業者や資材購入予定業者等の社印が押印された見積書の写しが添付されていない。 例 2) 下請予定業者や資材購入予定業者等との過去 1 年以内の取引実績など、算出根拠を確認できる資料が添付されていない。 (3) 積算内訳書に対する明細書に記載の金額が一式計上されている場合。（営繕工事等図面発注の場合は主要な項目が一式計上されている場合。） (4) 下請見積額を下回る積算額が計上されている場合。 (5) 資材購入に係る見積額を下回る積算額が計上されている場合。 (6) 下請見積書等の工事内容等（規模・工法・数量等）が不明確な場合。 (7) 手持ち資材の確認ができない場合。 (8) 自社機械の所属等が確認できない場合。 (9) 自社従業員の雇用関係が確認できない場合。 (10) 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に、通常必要な経費が計上されていない場合。 (11) 下請予定業者、資材購入予定業者等からの聞き取りにより、積算価格がいわゆる「指し値」である等、不当に低額に設定されたことが明白である場合。 (12) 労務単価が、法定最低賃金を下回っている場合。
5 建設副産物の処理が適正でない場合	(1) 建設副産物について適正な処理費用が計上されていない場合。 (2) 建設副産物の搬出予定地や処理体制等が設計仕様書等に合致していない場合。
6 法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合	(1) 法令違反が認められる場合。 (2) 総合評価落札方式において、技術提案書の提案内容を満足していることが確認できない場合。
7 上記の他、委員会が契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めた場合。	

注意事項) 合併入札では、本工事又は関連工事のいずれかに「失格判断基準」に該当する内容が 1 つでもあった場合は失格となります。